

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、鹿児島県の南西部、薩摩半島の南部に位置し、南には広大な東シナ海を臨み、東は指宿市、西は枕崎市や南さつま市に接するなど、南薩地域の地理的中心となっている。また、県都鹿児島市までは北東約 30km であり、1 時間以内のアクセスが可能な地域である。近年の市内総生産は約 1,330 億円程度を推移し、基幹産業である農業は約 200 億円程度で全体の 15%以上を占めている。

本市の総人口（令和 2 年国勢調査値）は 33,080 人で、年齢 3 階層別人口の構造比は、年少人口（0～14 歳）が 11.1%、生産年齢人口（15～64 歳）が 48.8%、老年人口（65 歳以上）が 40.1%である。人口減少が深刻な状況にあり、平成 12 年の約 44,000 人と比較すると 20 年間で 25%減少している。2040 年は 30%減少の約 23,000 人と予測されており、今後ますます人口減少化が加速すると推計されている。

人口減少と比例して、就業人口においても減少化が進んでおり、平成 12 年の約 21,000 人に対し令和 2 年は約 16,000 人で 23%減少している。産業別の就業人口は第 1 次産業が 22.2%、第 2 次産業が 20.7%、第 3 次産業が 55.6%となっており、特に第 1 次産業の減少率が顕著であり、茶の生産量が日本一であるものの、就業人口の高齢化等の理由により労働力確保が課題とされている。第 2 次産業においても年々減少しており、国の伝統的工芸品の指定を受けている川辺仏壇産業においても今日の生活様式の変化等による需要の落ち込みに歯止めがかからない状況であり、後継者不足による伝統技法の継承も危ぶまれている状況である。

このような中、独自の取組として市内中小企業者に対して様々な支援策を講じてきたが、今後も引き続き労働生産性の向上、労働力不足等に対応した産業基盤の構築、後継者不足を解消するための魅力ある企業づくり等が喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の一つとなることにより、さらなる経済発展を目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年平均 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、医療・福祉、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、整備された広大な農地が広がる中に市街地周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地しており、これらの地域で広く中小企業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は南九州市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、製造業、医療・福祉、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた中小企業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上の向上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。